

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年 2月23日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 角南 国隆

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1 当該招請の主旨

本業務は緊急時の移手段として、また、公共交通機関が利用できない時間帯等の交通手段として、当局の指示に基づき乗用自動車による旅客運送を行うもので、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受け、当局が指定した時間、台数、場所に速やかに配車できる体制等を有している必要がある。

このことから、4の応募要件を満たし、当局との間で乗用自動車による旅客運送の契約を締結し、迅速かつ適切に業務を行った実績を有している特定の法人（以下「特定法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者及び特定法人等と契約手続きに移行する。

2 業務概要

(1) 業務名

共通自動車乗車券使用契約

(2) 業務内容

本業務は、契約者から交付されるタクシーチケットにより、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、深夜あるいは早朝時間帯や官用車が不足する場合等における交通手段を確保することにより、当局の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 国土交通省北海道運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務執行体制に関する要件

- ① 車両保有台数 10台以上
- ② 配車待ち時間 15分以内に札幌第1合同庁舎へ配車できること
(札幌第1合同庁舎：札幌市北区北8条西2丁目)
- ③ 無線サービスを有すること
- ④ 契約者から交付されるタクシーチケットにより乗車可能であること
- ⑤ タクシーチケット交付手数料が発注者にかからないこと

5 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ
電 話 011-709-2311 (内線5247)
FAX 011-726-2351

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間は、平成30年2月23日(金)から平成30年3月5日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時から17時まで。(1)に同じ場所で配付。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年3月6日(火)12時00分 (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)、FAX(着信を確認すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(信書便にあつては送達記録のあるものに限る。)によること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 本業務に係る契約締結は、平成30年4月2日を予定しているが、予算成立が4月3日以降となった場合は、予算成立日に契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする。

(4) 詳細は説明書による。